

①開 会

<教 育 長> それでは、ただいまから、令和5年山形県教育委員会7月定例会を開会いたします。

<教 育 長> 議事等に先立ち、申し上げます。
先ほど、2名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長> 会議録署名委員に、片桐委員と工藤委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長> 会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<教 育 長> 議事に先立ち、報告があります。
(1)「第4次山形県特別支援教育推進プランの策定について」、特別支援教育課長より報告願います。

<特別支援教育課長> この度策定いたしました、第4次山形県特別支援教育推進プランについて御報告させていただきます。

資料は三つございます。一つ目は「第4次山形県特別支援教育推進プラン」概要版、二つ目はその本体、三つ目はその資料版となっております。

概要につきましては、昨年度3月の教育委員会終了後に御説明させていただきました。

その後、5月30日から6月20日までパブリックコメントを実施し、県民の皆様から15件の御意見が寄せられたところです。寄せられた御意見を反映して一部文言を修正し、6月に策定に向け進めてまいりました。内容については、前回報告から大きな変更はございません。策定を受けて、改めて要点について御報告させていただきたいと思っております

概要版を御覧ください。

4次プランでは、「基本目標」として、「一人一人の教育的ニーズを踏まえた指導・支援の推進」など、三つ目標を掲げております。

裏面をお開きください。六つの施策により、4次プランを着実に推進していくこととしております。

新たな取組を中心に御説明いたします。

まず施策1「共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進」につきましては、インクルーシブ教育システム等の周知・啓発として、学校等のホームページで、障がいのある子どもとない子どもとの交流や共同学習、学校における合理的配慮の事例などについて積極的に情報発信を行うとともに、パンフレット等への二次元コードの掲載促進により、アクセスしやすい環境を整備してまいります。

施策2「関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実」につきましては、切れ目ない支援の充実に向けて、特別支援教育コーディネーターを中心とした関係機関との連携推進を図るためのマニュアルを作成してまいります。

施策3「小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実」につきましては、管理職がリーダーシップを発揮し特別支援教育の推進を図るため、「管理職向けの手引」を作成するとともに、自校の取組状況を確認するセルフチェックシートの活用を促進してまいります。

また、全ての教員が特別支援学級や通級指導教室における指導を経験することを促進し、特別支援教育力の向上を図ってまいります。

施策4「特別支援学校における教育の充実」につきましては、「特別支援学校の教育環境の整備」に関し、校舎等の安全確保やバリアフリー化に向けた対応を進めるとともに、学校や地域等の要望、課題の整理を行い、今後の特別支援学校の校舎等の整備について検討してまいります。

施策5「社会参加に向けた支援の充実」につきましては、就労支援の充実に向け、引き続き、就労支援コーディネーターを県内4地区に配置し、労働・福祉等の関係機関と連携を強化しながら、就労先の拡大を図ってまいります。

施策6「教員の専門性の向上」につきましては、特別支援教育を目指す学生の増加に向け、SNS等を活用し、特別支援教育のやりがい等、魅力を発信してまいります。あわせて、県独自の「教員が身に付けるべき発達障がいに係る専門性の指標」を作成・活用し、専門性の向上を図ってまいります。

今後、学校、各関係機関への4次プランの周知、また、実効性のある取組を推進し、インクルーシブ教育システムの理解と特別支援教育の更なる充実を目指してまいります。

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

<教 育 長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<教 育 長>

なければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<教 育 長>

議第1号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」及び議第2号「山形県立中学校管理運営規則の一部を改正

する規則の制定について」は関連している議案ですので、教職員課管理主幹より一括して説明願います。

<管 理 主 幹>

それでは「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、御提案申し上げます。

議1-1をお開きください。改正理由になりますが、令和6年度の県立高等学校再編整備計画に伴う学科改編を行うため規定の整備を図るものでございます。

改正内容といたしましては、一つ目に、新庄神室産業高等学校に商業科「ビジネス創造科」を新設し、40名の入学定員といたします。

二つ目に、鶴岡南高等学校と鶴岡北高等学校を統合しまして、致道館高等学校を新設し、普通科200名、理数科80名の入学定員といたします。

施行期日は令和6年4月1日を予定しております。具体的な改正箇所につきましては、議1-3の新旧対照表のとおりとなっております。

続きまして、議第2号「山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

議2-1をお開きください。改正理由になりますが、先ほど説明いたしました鶴岡南高等学校及び鶴岡北高等学校を統合し、致道館高等学校を新設するとともに、致道館中学校を新設するための規定の整備を図るものでございます。

改正内容といたしましては、山形県立致道館中学校を新設し、99名の入学定員といたします。

施行期日は令和6年4月1日を予定しております。具体的な改正箇所につきましては、議2-2の新旧対照表のとおりでございます。

以上、よろしく申し上げます。

<教 育 長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長>

なければ、議第1号及び議第2号については、いずれも原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、いずれも原案のとおり可決いたします。

<教 育 長>

次に、議第3号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について」、生涯教育・学習振興課長より説明願います。

<生涯教育・学習振興課長>

議第3号について御説明申し上げます。

専決処理いたしました事案は、先の県議会6月定例会に議案として提出された「山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」

の制定について県議会議長から意見を求められたものでございまして、この処理には急施を要しましたため、教育長において適当なものと認める旨専決処理をいたしましたので、これを御承認いただきたくお諮りするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり承認してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり承認いたします。

<教 育 長> 次の議第4号から議第6号までは人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第4号から議第6号及び追加提案された議第7号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<教 育 長> 以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。